

他県から転入された二輪車の 軽自動車税申告について

他県ナンバーの軽二輪、小型二輪を当県で登録された場合、前住所の市町村に対しては転出した旨の税申告をされないと、前の市町村の課税台帳が抹消されないため、二重に課税されることになります。他県ナンバーの車両を当県で登録の際には、税止めの手続きをお願いします。

前市町村に対する税止めの手続きは、軽自動車協会で代行(有料)しております。

但し、代行を希望されない場合は必ず各自で各市町村にお問い合わせの上、税止めをしてください。

税止め手続き(代行)にかかる費用

「軽自動車変更(転出)申告書」用紙 30円
代行手数料(送料、確認等の諸費用) 1,000円

